

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（中間とりまとめ）
に関する意見について

団体名 公益財団法人 公益法人協会
所在地 東京都文京区本駒込 2－27－15
連絡先 電話 03－3945－1017 FAX 03－3945－1267

1～4 （略）

5. 意見内容

①制度関連

（収支相償）

○中間とりまとめでは、「事業区分は法人の申請で設定されており、合理的な理由があれば、法人が申請し委員会の認定を受けて公益目的事業の区分を統合することが可能であるため、収支相償の判定を事業の区分と異なる区分で適用する理由はないのではないか、との考えで概ね一致を見た」とされています。

収支相償の判定は、第一段階で公益目的事業単位により判定する旨ガイドラインで定めていますが、事業単位で判定する根拠が認定法では明確に示されておりません。そもそも個々の事業は法人のミッションを達成するための複合的な手段であることを考えれば、公益目的事業を複数実施している場合は、公益目的事業ごとに収支相償を判定するのではなく、公益目的事業全体で収支相償を判定することが理に適っているのではないのでしょうか。再度のご検討いただきますようお願いいたします。

○「財政安定化資金」については、「内容を限定しないこと」と、「公益目的事業費に充てること」の担保を両立させるための方策を見出すことは難しく、収支相償制度のすり抜けになることを払拭できない、とされています。

この点については、財団側のニーズを忖度すれば、内容を限定しないことよりは、資金使途は限定してもよいが使用期限を特定したくない（できない）ことにあると思います。資金管理規定を定めて公益目的事業以外の目的には使用できないものとし、使用期限は特定しないものの逆に、使用しなければならない条件を定めておくことで（たとえば、公益目的事業会計が赤字の場合、法人会計などに優先して本基金を取り崩さなければならないなど）、法の要件を担保できるのではないのでしょうか。また、「内容の限定」の仕方を工夫することなどにより、「公益事業に充てること」の担保との両立を図り、「すり抜け」を防止する方策についての検討の余地はあると思います。

実務では、収支相償を満たそうとして3号財産、4号財産を無理に設定するケースや、決算間近になって本来は不必要とおぼしき広告費、委託費、消耗品購入の支出を行う法人もあると聞き及びます。こうなってはモラル・ハザードも懸念されます。判定期間については事業年度ごとではなく、複数年度の収支状況を対象に適合性を判断することはできないかということも含め、剰余金解消についてより弾力的な実行計画をお認めいただくよう、引き続き検討をお願いいたします。

なお、(公財)助成財団センターでは、『移行申請時及び移行後の「〇〇基金」の取り扱いについて』、厳格な「基金規定」を設けることにより、公益目的保有財産として処理することが認められる旨の告知を、平成22年4月貴事務局担当官の了解(文章添削を含め)の下、ホームページ等に掲載しています。しかるに、その後この取り扱いについて貴事務局では消極方針に変更され、現場では大変混乱が生じていることも併せて申し添えさせていただきます。

○複数年度を対象に収支相償の適合性を判断することについては「引き続き検討課題として議論を深める」とされていますが、是非ともこれを積極方針でご検討いただくようお願いいたします(過去複数年の収支通算による判断なども)。

(遊休財産規制)

遊休財産規制については、「要望の理由が、例えば単年度において諸事情により公益目的事業費が低くなってしまうことや期末時点において一時的に資金が多くなることなどであったため、必ずしも緩和が必要な理由には当たらないのではないか」とされています。

しかし、このような理由(下線部分)が「必ずしも緩和が必要な理由には当たらないのではないか」と即断される論理が理解できません。このような事象は往々にして発生しうるもので、このような場合には、個別事情を斟酌して弾力的に判断されるよう要望します。

また、遊休財産の計算が公益目的事業、収益事業等その他の活動のものを含めて計算するのであれば、少なくとも管理費等を含めた経常費用まで保有を認めることが理に適っているものと考えます。

控除対象財産項目の弾力的運用をご再考いただきますようお願いいたします。

②財務諸表関連

(貸借対照表内訳表)

貸借対照表内訳表の必要性については、「小規模法人に限定せずに」、引き続き整理・検討いただけるとのこと、是非お願いいたします。その際は、そもそも、貸借対照表の内訳表は会計的に必要なものかどうか、内訳表作成に期待す

る効果と実効性、実務面からの費用対効果の観点も含め、を検討していただくようお願いいたします。

（正味財産増減計算表における法人会計）

ここでは、法人会計区分を義務付けないことが検討され、実効性のある負担軽減策について引き続き検討することとされました。「法人会計を義務付けない」ということが「選択制」を意味するのであれば、歓迎します。

法人会計区分を撤廃し、事業会計区分のみとした場合に懸念されるのは、法人会計の収入となっていたもの（2号財産運用収益や寄付金・会費の一定割合など）が公益目的事業会計の収入となり、収支相償基準を満たさなくなる可能性が発生することです。選択制と合わせてこのような場合の解決策も併せて検討いただきたい。

（正味財産増減計算書内訳表）

公益法人会計基準および運用指針に明確な雛型が示されていないため、法人により表示方法がまちまちになっています。公益法人のさらなる情報開示を進めるためにも、国民の信頼が得られる指針が必要と考えます。

③会計処理関連

（重要性の原則）

「小規模法人の運営において比較的影響の少ない一定の項目については、一律に簡便な方法を認める」方針については賛成です。

（事業費・管理費の配賦基準）

小規模法人においては、配賦根拠を自ら整理して適用すること自体に事務負担を大きく感じていることも事実と思われます。その一因には、管理費の概念が明確でないことがあるものと思われますが、負担軽減策としては、「管理費」については限定列挙し、それ以外については「事業費」という整理をする方法も一案ではないかと存じます。

④小規模法人の対象範囲

対象となる小規模法人の範囲については、そもそも公益法人の大多数は少人数により運営される小規模法人が多いことから、その範囲に含まれる法人数の割合を極力拡大する方向でご検討いただきたい。

また、定量的条件として、「収益」「資産」項目を列挙して検討いただいたことですが、「経常費用」などの「費用」項目の他、「定性的条件」についても加えていただき、引き続き検討をお願いいたします。例えば、「公益目的事業のみを実施している法人」については、定量的及び定性的条件にかかわらず、小規模法人とみなすことも一案と考えます。

6. その他

弊協会では、上記の会計上の問題点以外にも下記のような問題意識を持っております。「5 今後の検討方針」に含めて十分に検討されるよう要望します。

1) 一般正味財産と指定正味財産について

(問題意識)

寄附者の意思に基づき用途の拘束性がある財産は、これを指定正味財産とし、その他の財産は一般正味財産と仕訳することとなっています。ところが、移行申請又は定期提出書類において、必ずしも法人側の理解と異なる指導が行われ混乱を生ずる場合が少なからずあります。指定の定義、収益の帰属についての見解の相違が主因と考えられます。

(検討課題)

- (1) 会計的に正しい仕訳について明瞭に整理すること。
- (2) また、拘束性資産に生ずる費用について、明示的に非拘束性資金が負担することを約している場合以外の場合でも、非拘束性資産が負担すべき費用とすることが果たして妥当かについても検討すること。

2) 損益ベースと収支ベースの調和について

(問題意識)

現在の正味財産増減計算書は、発生主義による損益を認識して作成することとなっています。収益・費用の認識は、資金収支によるのではなく、損益によるという一般的な流れは十分理解できますが、長年資金収支により法人の計算書類を見てきた者の中には、理事会等では資金収支ベースの計算書類で説明し、行政庁には損益計算ベースのものを提出するという手続きを取るところもあります。また、公益法人のような非営利法人の経営者にあつては、期間損益もさることながら、資金繰りにも重大な関心があることも事実です。

(検討課題)

正味財産増減計算書は現行会計基準どおり損益計算ベースで作成するが、前期繰越収支差額、借入金、投資などの資金の出入りを把握できる「欄」を、法人の選択制を前提として、正味財産増減計算書の適切な場所に設けることは可能かどうか。またそれ以外の方法はあるかどうか。

3) 法令上の遵守条件と会計上の関係整理

(問題意識)

20年会計基準は法令上の財務に関する遵守条件(収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制)等を念頭に置き、これらを元に計算書類が作成できるよう配

慮して作られたため、会計上は必ずしも必要でない仕訳をすることなどが一因となって一般に理解が容易でない会計基準となっていると考えられます。換言すると、専門職である一般の会計士でも理解が十分でないとも言われる「難しさ」は、遵守基準の解釈が難しいのであって、会計基準そのものに起因するものではないとも考えられます。

(検討課題)

公益法人等に適用する会計基準は、純粹に非営利法人にあるべき会計の基準を追求し、法令上の遵守基準等の結果は、別途の方法により計算することは考えられないか。

4) 定期提出書類

(問題意識)

事業年度末に係る定期提出書類中、財務に係る書類、特に別表Hについては一般に理解が困難な部分があり、法人にとって一つの事務負担となっているばかりでなく、誤った記載なども発生し混乱を招いています。

(検討課題)

別表Hについて、会計的な側面からの整理をすると共に、法令上(認定法規則第26条、同第48条)の規定に則して明確に記載できるよう様式を再検討していただきたい。

5) 会計基準設定主体のあり方

(問題意識)

平成16年会計基準までは、「法人の業務は主務官庁の監督に属す」(旧民法第67条)とされていた監督の一環として旧主務官庁が会計基準を策定し、これの採用を法人に強く要請していました。しかし、新制度で依然として行政庁が公益法人、移行一般法人の会計基準を策定し、これによるべきことを要請することは新制度の趣旨にそぐわないのではないのでしょうか。平成20年会計基準は制度切り替えの時期であったこともあり、内閣府が策定したことも一面やむをえなかったとも考えられますが、今後も行政庁が策定・維持していくことには違和感を感じます。

(検討課題)

今後の法的条件、国際基準の変更などの公益法人を巡る環境変化に即応したメンテナンス責任の所在をどう考えるか、内閣府に変わる民の設定主体をどう考えるか検討いただきたい。

以上